

第 1564 回 (2 月 2 日)

## ガット・ウルグアイラウンドの再検討

——農業交渉を中心に——

千葉 典

本報告は、足掛け 7 年目に突入したガット・ウルグアイラウンド (UR) について、主として農業交渉の過程を中心に概観し、とりわけ 1990 年以降の展開にみられる特色を明らかにすると同時に、さしあたりの到達点を確認することによって 1992 年末の時点における問題点と残された課題を示し、UR の歴史的な意義に関して若干の考察を加えようとするものである。

報告では、最初に UR 開始の主たる背景として①これまでのラウンドが関税から非関税障壁へと交渉対象を拡大する中で、国際的対立の解決が困難であった農業分野が中心的課題の一つとして UR の焦点に上ってきたこと、②80 年代前半における世界農産物貿易の縮小の下で、米国穀物輸出の減少と EC 穀物輸出の漸増ならびに米国・EC における財政負担の増大が観察され、両者とも農業保護を削減する必要に迫られていたこと、以上 2 点を指摘した。

引続き UR の検討に移り、以下の交渉経過を確認した。

交渉開始 (86 年 9 月) から中間合意成立 (89 年 4 月) までの期間の農業交渉過程では、交渉の対象措置として輸出補助、国内支持、国境措置のいわゆる 3 分野が浮上し、短期措置と長期措置に分けて約束を行うことがほぼ固まった。しかし、農業貿易の基本原則をめぐっては、農業分野も市場原理に従うべきであるとする米国及びケアンズ・グループの主張と、農業の特殊性を考慮すれば市場原理の徹底は非現実的だとする EC、北欧ならびに日本等の主張とが、交渉開始当初から衝突した。この対立は長期措置の目標の設定に反映され、農業保護の撤廃か削減かで紛糾した結

果、「相当程度の漸進的削減」とすることで、ようやく中間合意成立に至った。

中間合意以降の交渉では各国から出された提案をめぐって議論が展開され、このうち米国提案の中に、非関税措置の関税化による削減・撤廃、国内支持政策の分類による削減対象の特定、といった構想が盛り込まれる。これに対し、日本は非貿易的関心事項に対する配慮やガット 11 条 2 項 (c) の要件の見直し等を内容に含んだ提案を行い、EC は関税化に対して原則的には否定的見解を示しつつも、リバランシング (保護の再均衡) を条件に交渉に応じる姿勢で対抗した。90 年 6 月には、農業交渉グループのドゼウ議長から AMS (支持の総合的計量手段) の使用や関税化の導入を含むペーパーが提示された。事務局側による最初のイニシアティブの試みと考えられるがその採択には至らず、同年 10～11 月に提出された各国のオファーも多くの国が自国提案の線に沿って作成したため削減対象や削減率等がまちまちであり、この時点での合意形成は極めて難しい情勢にあった。交渉期限とされた 12 月の閣僚会議では、農業分科会のヘルストローム議長から 3 分野とも 5 年で 30%削減とするペーパーが突然提示されて混乱を生じ、結局合意することができないまま UR の延長が正式に決定した。

91 年に入り再開された農業交渉では、3 月から 6 月にかけて技術的問題に限った討議が展開された後、事務局による周到かつ積極的なイニシアティブが発揮される。技術的会合の内容を整理し、対立点をまとめた「オプション・ペーパー」を 6 月に提示したダンケル事務局長は、8 月にその「補遺」を、11 月には包括的関税化を含む「作業ペーパー素案」を議長の責任で各国に配布した。さらに 12 月に入ってから合意案の体裁を整えた「農業テキスト案」を示したうえで、12 月 20 日の貿易交渉委員会終了後に農業を含む全分野の最終合意原案を提示したのである。

92年の交渉は、米国とECとの対抗関係を主軸として展開された。農業分野では米国がECを攻撃し、サービス分野ではECが米国の保護主義を非難する中で、かねてより検討されてきたEC共通農業政策の改革案が5月に合意に至り、ECはこれを交渉材料として米国に妥協を求めた。これに対し米国は、3月にガットパネルが下したECの油糧種子補助金に対する違反の裁定を盾に取り、報復関税の適用や自国の植物油輸出に補助金を支給する計画などを示しつつ、ECのさらなる譲歩を要求した。両者の交渉は11月に米・EC農業合意として結実したが、許容される国内支持政策の要件や数量ベースの輸出補助の削減率等の諸点で最終合意原案の修正を必要とする内容であった。続く12月の交渉では、最終合意原案に対して、農業分野の修正にとどまらず、反ダンピング、知的所有権、ガット機構強化等の分野でも米国からの修正要求が相次ぎ、URは三たび越年を迎えた。

以上が交渉経過の概略だが、UR終結のために克服すべき障害は、農業以外の多くの分野に渡っていることが、93年初頭に至って明確にされたと言えよう。サービス分野では最恵国待遇除外業種の認定をめぐるさらに突っ込んだ交渉が不可欠とみられ、知的所有権や貿易関連投資措置については先進国の主張と開発途上国の主張との間に開きが残っている。また、紛争処理、反ダンピング、ガット機構強化の分野では、最終合意原案が各国政府の政策的対応を制約する内容を含んでおり、とりわけ米国が強い反発を示していると言われる。農業分野での米・EC合意も細部の詰めが不十分と伝えられ、その他の諸国の主張を勘案すれば最終合意原案の修正は容易ではない。UR全体を大局的に俯瞰すれば、全面的終結への道のりはなお遠いと判断せざるを得ない。

最後に、URの意義に関して以下の問題提起を行い、報告の結びとした。来たるべき

URの終結は、自由貿易体制の維持と世界経済の発展を無条件に保証するものではなく、むしろ広範な分野を対象とした長期的な国際交渉の開幕を告げるエポックと考えるべきである。米国が覇権国としてかつてほどの強大な影響力を持たなくなり、経済面では米・欧・日の三極構造を基調としつつ、世界経済の地域的統合と世界的規模での統合とが同時進行しつつある今日、国際貿易の調整機能を担うべきガットの存在意義は、その理念と現実との乖離とは裏腹に、かつてないほど強まっていると考えられる。ガット事務局は、農業交渉の過程で発揮されたイニシアティブに典型的にみられるように、直接的影響力は持たないまでも調整役としての独自の力量を備えてきている。最終合意案に盛り込まれた多国間貿易機関(MTO)構想は、単なる国際機関としての実体の整備にとどまるものではなく、以上の歴史的文脈に位置づけて理解される必要があるのではないか。